

令和6年6月～ 処遇改善手当について

社会福祉法人 なごみ

介護保険改訂により、今まで「処遇改善手当」「特定処遇改善手当」「処遇改善支援手当」の3つあった手当を、「処遇改善手当」に1本化します。但し、今まで通りの処遇改善手当「処遇改善手当①」と全職員が時給となる「処遇改善手当②」の2つに分けて支給します。支給額は次の通り。

○ 職員処遇改善手当 ①

【正規職員】

手当名	時期	職種	金額	備考
職員処遇改善手当	給与	ケアワーカー	15,000円	一ヶ月当たり
職員処遇改善手当	給与	その他職種	5,000円	一ヶ月当たり
職員処遇改善手当	賞与	ケアワーカー	20,000円	一ヶ月当たり
職員処遇改善手当	賞与	その他職種	20,000円	一ヶ月当たり
役職手当（主任）	給与	ケアワーカー	30,000円	一ヶ月当たり
役職手当（副主任）	給与	ケアワーカー	20,000円	一ヶ月当たり
役職手当（リーダー）	給与	ケアワーカー	10,000円	一ヶ月当たり
夜勤手当	給与	ケアワーカー	3,000円	一回当たり

※一ヶ月当り欠勤時間数は控除する

【非常勤職員】

手当名	時期	職種	金額	備考
職員処遇改善手当	給与	ケアワーカー	60円	勤務一時間当たり
職員処遇改善手当	給与	その他職種	30円	勤務一時間当たり
職員処遇改善手当	賞与	ケアワーカー	60円	勤務一時間当たり
職員処遇改善手当	賞与	その他職種	60円	勤務一時間当たり

○ 処遇改善手当 ②

下記の通り、全職員に時給にて支給する。（給与のみ）

対象者	金額	備考
経験・技能のある介護職員：(A) 【正規職員】	160円	勤務一時間当たり
(A)以外の職員：(B) 【正規職員】	110円	勤務一時間当たり
【非常勤職員】	110円	勤務一時間当たり